

## 参考資料 2 都心まちづくり団体の法人形態に係る法令的整理 ～都市再生整備推進法人制度の活用を視野に～

### 1. 都心まちづくり団体の法人形態の選択肢

- 都心まちづくり団体は、公共性の高い活動等を行うためには何らかの法人格を得る必要がある。
- 都市再生特別措置法では、都市再生整備推進法人として指定を受けられる法人として、次の3つを挙げている。
- ・ 特定非営利活動法人（以下、NPO 法人と略す）
  - ・ 一般社団法人・一般財団法人（公益認定法人含む。以下、社団・財団法人と略す）
  - ・ まちづくり会社（株式会社の場合市町村の出資比率 3%以上、持分会社の場合社員に市町村が含まれること

○これらの内、NPO 法人と社団・財団は非営利法人であり、まちづくり会社は、営利法人であるが市町村の会社への参加によって公益性が裏打ちされる形となっている。

○地区特性からみた選択肢は、次のように想定される。

NPO 法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト系のまちづくりで、かつ来訪者等地区内に限定されない幅広い賛同者の参加を得てまちづくりを行う場合に適している。</li> </ul>
社団・財団法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の不動産所有者等が中心となって、地域が共有する公共空間（道路等の公共用地、民地内の公開空地等）の管理を含む、地区の環境改善に重きを置いた活動を行う場合に適している。</li> <li>・都心拠点地区の、企業を中心となったまちづくり団体のほとんどが、社団法人である。※東京・汐留地区の団体法人化の際、都から NPO ではなく中間法人（当時。制度変更によって現在は社団法人）の選択を勧められている</li> </ul>
まちづくり会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街が中心となった、中心市街地活性化系のまちづくりに適している。（税制上の優遇はないが、中心市街地活性化系の助成・支援策が使える）</li> <li>・現在の都市再生整備推進法人指定の多くは、この形態のもの。</li> </ul>

＜都市再生整備推進法人の指定を受けた団体の法人形態、業務内容＞

○ 都市再生整備推進法人として指定を受けている法人は、以下の7社。(H25.5.10現在)

まちづくり会社	指定時期	所在地	事業内容
札幌大通まちづくり株式会社	H23.12.9	札幌市	商店街の販促企画・施設建設、運営、コンサルティング等
株式会社まちづくりとやま	H24.3.2	富山市	都市開発に関する企画、調査、設計及びコンサルタント等
株式会社 飯田まちづくりカンパニー	H24.3.30	飯田市	まちづくりの推進、景観・環境事業等
株式会社 まちづくり川越	H24.5.28	川越市	観光開発及び土地・建物の有効利用に関する調査、企画等
まちづくり福井 株式会社	H25.4.18	福井市	まちづくりの推進、都市開発、商店街の販促活動等
NPO法人	指定時期	所在地	事業内容
特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩	H24.3.30	飯田市	環境保全、まちづくりの推進、社会教育の推進等
特定非営利活動法人 いいた応援ネットワーク	H24.3.30	飯田市	社会教育の推進、まちづくりの推進等

出所：国土交通省都市局まちづくり推進課HPより

＜都心拠点地区のまちづくり団体の法人形態の例＞

地区	団体名	法人	備考	
東京	丸の内	大丸有地区まちづくり協議会	一般社団	地権者主体
		大丸有エリアマネジメント協会	NPO	テナト、従業者、来街者等も参加
		大丸有環境共生型まちづくり推進協会	一般社団	環境まちづくりの実践
		丸の内パブリックスペースマネジメント	一般社団	駅前地下空間の管理・運営
	汐留	汐留地区まちづくり連合協議会	任意団体	全地権者(整備費負担の調整等)
		汐留シオサイト・タウンマネジメント	一般社団	地下道・デッキ等公共施設管理
	秋葉原	秋葉原タウンマネジメント	株式会社	区、地元町会・商店会、デベ等
	大崎駅 周辺	大崎エリアマネジメント	一般社団	大崎駅西口
大崎・五反田タウンマネジメント		一般社団	東五反田地区等	
横浜	横浜みなとみらい21	一般社団	株式会社(3セク)から事業継承	
名古屋	名古屋駅地区まちづくり協議会	任意団体		
大阪	大阪駅 周辺	グランフロント大阪TMO	一般社団	広場・歩道の管理等
		梅田地区エリアマネジメント実践連絡会	任意団体	
		西梅田地区開発協議会	任意団体	会員はほぼ同じだが、地下道・公園等の管理は地下道協議会で
		西梅田地下道管理協議会	任意団体	
	中之島	中之島まちみらい協議会	任意団体	
	OBP	大阪ビジネスパーク開発協議会	任意団体	公開空地の共同管理等
	御堂筋	御堂筋まちづくりネットワーク	任意団体	
	難波	なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会	任意団体	商店街・町会+企業
	天王寺	阿倍野筋魅力づくり協議会	任意団体	商店街・町会+企業
咲洲	コスモスクエア開発協議会	任意団体		
福岡	We Love 天神協議会	任意団体	商店街・町会+企業	

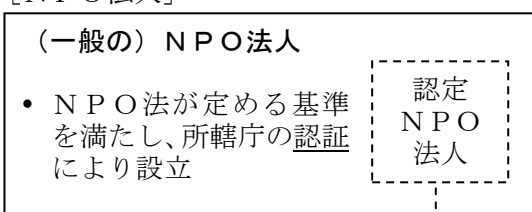
注) 東京の団体は、東京都都市整備局「市街地整備におけるエリアマネジメントの手引」H23.7を参考にした

## 2. 法人の形態による税制上の優遇措置の違い

○税制上の優遇措置がある非営利法人について、法人法ないし税法上の取扱いの違いについてまとめたのが、次ページの表である。

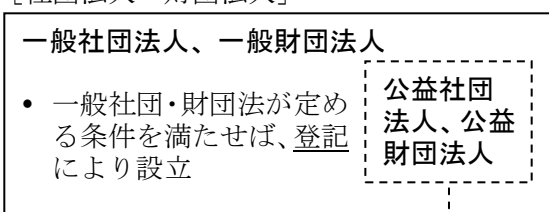
- ・ NPO については、一般の(認証)NPO と、税優遇が強化される認定 NPO(NPO 法 44 条)に分かれる  
→NPO 認証、認定は、所轄庁(都道府県・政令市)の所掌
- ・ 一般社団・財団法人は、税優遇のある非営利型法人とその他(法人税法 2 条 6 号、9 項の 2)に分かれ、さらに公益社団・財団法人(一般法人の内公益認定法に基づく認定を受けたもの)に分かれる  
→一般社団・財団法人は、法による要件を満たしていれば登記により設立可能(準則主義)。公益認定は、公益法人認定法に基づく行政庁(国(活動が複数の都道府県に跨るもの)又は都道府県(都道府県内に活動が止まるもの))の認定が必要

### [NPO 法人]



一般の NPO 法人の内、NPO 法が定める条件を満たし、所轄庁の審査により認定

### [社団法人・財団法人]



一般法人の中で、公益法人認定法が定める条件を満たし、行政庁の審査により認定

○税法上の優遇措置は、主に次の 3 種類があり、法人格により適用・不適用がある。

- ① 営利・非営利事業の会計分離の上で、非営利事業は非課税(営利事業は課税される)
- ② 営利事業から非営利事業に投入される利益の損金算入(みなし寄付金という)
- ③ 法人への寄付金の税優遇(租税特別措置法ベース)

○都心拠点地区のまちづくり団体の多く(主に東京だが)が採っている一般社団法人は、税制上の優遇措置が小さい

- ・ ① だけ。これだと、都市再生特措法の特例措置で、オープンカフェ等の収益事業を道路で行えることになったが、それであがった収益は課税されることになるので、公益事業に回せるお金が目減りする(頑張ってもそれが金銭的に報われない)という図式。

それなら「公益法人認定」が獲れるかという、公益目的事業の認定基準が極めて限定的であるため、現行基準のままでもまちづくり活動が公益事業と認定される可能性は、低い。

○なお、NPO 法人、社団・財団法人とも、多かれ少なかれ公益性のある事業を行っているにも関わらず、営利事業に係る法人税率は、普通法人並みとされ、他の公益法人等と差がある

都市再生整備推進法人の指定を受けられる法人（特措法 73 条 1 項）の、税制上の取扱いの違い

～優遇措置の手厚さは、公益社団・財団、認定 NPO、一般社団・財団（非営利型）及び一般 NPO、一般社団・財団（営利型）及び会社 の順～

73 条 1 項	細区分	法人格の取得等	税制上の優遇措置（注 1）			備考
			①公益事業非課税 （営利事業は課税）	②営利事業の みなし寄付金	③法人への寄付金 の税優遇	
特定非営利 活動法人 （NPO 法人）	一般 NPO 法人	NPO 法人法に基づく府県・政令指 定市による <u>認証</u>	○	×	×	
	認定 NPO 法人	NPO 法人法に基づく府県・政令指 定市による <u>認定</u>	○	△ （20%まで）	○	一般 NPO のうち、公益 性が高いもの
一般社団法人・一般財 団法人	一般社団・財団 法人（非営利型 以外の法人）	一般社団・財団法人法の定める一 定の要件を満たす団体で登記され たもので、非営利型以外のもの	×	×	×	
	一般社団・財団 法人（非営利型）	同上（登記されたもの）で、法人税 法 2 条 9 号の 2 非営利型法人の要 件を満たすもの	○	×	×	公共空間管理を伴う まちづくり団体の多 くは、このタイプ
	公益社団法人・ 公益財団法人	一般社団・財団法人であって、公 益法人認定法による認定を受けた もの	○	○ （100%可能）	○	公益法人認定の条件 は、認定 NPO 法人より 高い
まちづくり会社		株式会社、持分会社（合名会社・ 合資会社・合同会社）で登記され たもの	×	×	×	税制上の優遇措置は 無いが、中活法等によ る助成、支援措置あり

注 1) 税制上の優遇措置の種類

- ①非営利法人は、営利事業と非営利事業を会計分離し、営利事業は課税対象（みなし寄付金除く）。営利・非営利事業の判定は、それぞれの根拠法もしくは法人税法の規定による
- ②みなし寄付金とは、営利事業から公益目的事業のために支出したと認められる場合に損金算入ができるもの。認定 NPO は 20%まで、公益法人は 100%まで（上限）
- ③法人に対して寄付を行った個人又は法人に対し、税優遇が受けられるもの（租税特別措置法）

注 2) 法人税基本税率の比較（H24. 4～H27. 3）

区分		年 800 万円以下の部分	年 800 万円以上の部分
普通法人等	中小法人等	15%	25. 5%
	中小法人以外		25. 5%
社団法人・財団法人、NPO 法人		15%	25. 5%
公益法人等（上記以外）		15%	19%
協同組合等		15%	19%
特定医療法人		15%	19%

・社団法人、財団法人（一般法人、公益法人とも）は、法人税法別表第二の公益法人等に含まれており、NPO 法人はこの公益法人等みなしがされているが、税率は他の公益法人等より高く、普通法人並みとされている

## 補足 税優遇の大きな法人の認定の概要

### 【認定 NPO 法人】

○NPO 法では、「第 4 章 税制上の優遇」で以下のように定めている。

- ・ 70 条：NPO 法人を、法人税法 2 条 6 号に定める「公益法人等」と見なす
  - ・ これにより、営利事業と非営利事業の会計分離／営利事業のみ徴税対象とできる。見做し規定であり、法人税法別表第二の公益法人等の一覧表には、NPO 法人は記載されていない。
- ・ 71 条：NPO 法人のうち、NPO 法 44 条が定める「公益の増進」に資する法人＝認定 NPO 法人について、租税特別措置法による寄付金控除等の特例が適用されるものとする
  - ・ これにより、営利事業に係る見做し寄付金、法人に対する寄付金控除が適用される。ただし、見做し寄付金は 20%が限度とされる

○税優遇が手厚い認定 NPO 法人の認定は、従来は国（国税庁）の判断とされてきたが、認定法人数が全国的にもわずかで制度が活用されない問題が指摘されたことから、法改正（平成 24 年 4 月施行）により、所轄庁（都道府県、政令市）の判断とされ、認定基準も緩和された。

○認定NPO法人等の設立条件の主なものを示すと、以下の通り。

■パブリック・サポート・テスト（PST）基準。次のいずれかに適合すること。

- ①総収入に占める寄付金収入の割合が 1 / 5 以上であること
- ②3,000円以上の寄付金を100人以上から受けること
- ③事務所所在地の都道府県・政令指定市の条例で個別指定を受けていること

■共益的事業割合基準。以下の事業割合が50%未満であること

- ・ 会員等に対する資産譲渡等及び会員等が対象である活動
- ・ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ・ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ・ 特定の者の意に反した活動

### 【公益社団法人、公益財団法人】

○一般社団・財団法人のうち、公益法人認定法に基づく認定を受けたものは、公益法人として手厚い税優遇が受けられる。認定は、行政庁（2 以上の都道府県に跨るものは内閣府、そうでないものは都道府県）が行う。

○公益認定の元となる「公益目的事業」は、法別表に 22 の事業（+政令で定めるもの。現時点で政令で追加された事業は無い）が挙げられている。これらの事業に照らした場合、BID 活動は、「19 地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると判断される。

○しかし、公益認定には、内閣府公益認定等委員会が定める公益目的事業のチェックポイント（実際に行っている活動のチェック）をクリアする必要がある。チェックポイントは事例に対応して変更・追加があるものとされ、本年時点では 17 の事業が挙げられているが、この中に公共施設の管理等の、BID が行う活動として読める項目はほとんど含まれていない。

- ・ BID 団体の公益認定上、このチェックポイントのハードルが高いということ。ただし、チェックポイントは「法の運用」であり、明らかに公益性がある公共施設の管理等をこれに追加し得る可能性（法改正無しに）はあると思料する。

### 3. B I D 団体が採るべき法人形態と課題

#### 【B I D 団体の法人形態】

- 我が国の現行法令をベースとした場合、B I D 団体の採るべき法人形態は、次のように想定される。
- ①行政との契約や協定に基づき、公共性を持った活動をする団体であることから、任意団体ではなく、法人格を持っていることが必要
  - ②BID 税といった公けの資金の交付を受け、公共空間の管理等の公共的な活動を行うことから、非営利団体であることが必要
  - ③地域の税等の負担者が中心となって組成する組織であり、公益性を持った活動のフィールドが地域に限定されることから、NPO 法人のような不特定の参加者を拒めない組織は不適切
  - ④以上から、BID 地区の税負担者等が「社員」となって組織を形成し、非営利法人としての資格が得られる「一般社団法人」の形態が最も適する

#### 【一般社団法人の形態の課題】

- 一般社団法人は、非営利団体であり、非営利事業は非課税となる税優遇もあるが、営利事業が課税対象になる、法人への寄付金に税優遇はないなど、BID 団体として公益的活動を行うには、税優遇が弱すぎる
- 税優遇は、活動の公益性の高さの認定と裏腹であり、税優遇が少ないということは公益性が低い団体と見なされていることと同義
  - 活動面でも、公益活動に使う自主財源確保のため営利事業による収益を高める努力をしようにも、収益が課税され公益活動に充当できる財源が目減りするのでは、その意欲が減退する。都市再生特措法の道路占用の特例で、オープンカフェ等の収益ある事業での道路占用が認められ、かつ平成 25 年 7 月 1 日付道路局通達でその占用料の 9 割減免の措置が採られるようになったが、上記の図式では、特例道路占用を積極的に活用していく意欲も減退せざるを得ない
- よって、BID に係る一般社団法人の公益性認知を高め、税優遇を上乗せしていくことが必要である
- このための対応策は、次の三つが考えられる。
- ①国で BID 法を制定し、その法律を根拠に BID 団体独自の税優遇制度を導入する
    - ・法人税法が定める多くの公益法人等はこの形
    - ・国法としての BID 法制定は当面望めないで、将来的に目指すものと想定
  - ②公益法人認定法に基づく公益社団法人として認定をとれるようにする
    - ・次に挙げる認定 NPO 法人より、税優遇は上であり、当面の対応としても目指したい所
    - ・ただ、公益法人認定に関し、法的な壁はともかく運用上の認定基準に BID 活動的なものは全く予定されていないこと、かつその認定運用は国の公益認定等委員会の判断（及び府の判断）に拠らざるを得ないことから、その壁を破れるかどうか課題
  - ③認定 NPO 法人見做しを都市再生特措法で定め、市の裁量で税優遇を導入する
    - ・NPO 法人形態自体は上記のように採りづらいので、「税優遇の見做し」を可能とする方法
    - ・認定 NPO 法人の認定基準は公益法人認定よりハードルは低いこと、また認定自体は政令指定市が行えることを活用する。ただし、一般社団法人を認定 NPO 見做しすること自体は市の判断ではできないので、国の法律（都市再生特措法による例外措置）により「見做し」を可能とすることが想定される

## ■関係法の条文の抜粋

### ①都市再生特別措置法 都市再生整備推進法人関係（指定要件、業務）

#### （都市再生整備推進法人の指定）

##### 第七十三条

市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要件に該当するものであって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### （推進法人の業務）

##### 第七十四条

推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であって同項に規定する都市再生基本方針に基づいて行われるものを施行する民間事業者に対し、当該都市開発事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 特定非営利活動法人等による前号の都市開発事業の施行に対する助成を行うこと。
- 三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。
  - イ 第一号の都市開発事業
    - ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして※国土交通省令で定める施設の整備に関する事業

※施行規則第二十七条の四 法第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設は、駐車場とする。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第四十六条第一項の土地の区域における※公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。
 

※法第二条第二項 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場※2 その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

※2 施行令第一条 法第二条第二項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設とする。
- 六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。
- 七 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。
- 八 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

## ②特定非営利活動促進法（略して NPO 法） 一般（認証）NPO と認定 NPO

## （定義）

## 第二条

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条 に規定する公職をいう。以下 同。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

## 別表

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



### 第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

#### 第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

#### 第 44 条

特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる

(2項以下は、認定 NPO 法人の認定基準を列記。略)

#### 第四章 税制上の優遇

#### 第 70 条

特定非営利活動法人は、法人税法 その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等とみなす。(以下略)

引用者注) ここは、一般の NPO 法人にも適用される税制上の優遇を記載

#### 第 71 条

個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

引用者注) 租税特別措置法=第 66 条の 11 の 2 (認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)

### ③一般社団法人・財団法人関係 (定義、法人税法上の扱い)

#### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

本法は、法の文言が難解であるので、条文の引用はせず、社団法人、財団法人とは何かの解説を示す

- ① 本法において、公益法人を、社団形態の法人と財団形態の法人の 2 種類とし、その行う事業の公益性の有無に関わらず、準則主義(登記のみ)によって簡便に設立が可能となるようにする。なお、剰余金を社員又は設立者に分配することを目的とすることはできない。
- ② 社団形態の法人に関しては、社員となろうとする者 2 名以上が共同して定款を作成し、社員総会及び理事は必ず置かねばならず、定款で理事会、監事又は会計監査人の設置を可能とする。なお、定款で、基金制度の採用が可能とする。
- ③ 財団形態の法人については、設立者が、定款を作成し、かつ設立時に300 万円以上の財産を拠出すること、評議員及び評議員会制度を創設するほか、理事、理事会及び監事は必ず置かねばならない。また、定款で会計監査人の設置が可能とする。

引用者注) 一般社団・財団法には税制上の規定は無く、税制上の規定は法人税法における公益法人等の規定に拠っている

**法人税法****(定義)****第 2 条第 6 号**

**公益法人等** 別表第二に掲げる法人をいう

引用者注) 別表第二には、公益法人等とされる法人名が根拠法とともに列記されており、ここに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく一般社団・財団法人、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益社団・財団法人も挙げられている

**第 2 条 9 号の 2**

**非営利型法人** 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く)のうち、次に掲げるものをいう

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

引用者注) 「非営利性が徹底された法人」と呼ぶ

ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

引用者注) 「共益的活動を目的とする法人」と呼ぶ

**第 2 条第 13 号**

**収益事業** 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

**(収益事業の範囲)****同法施行令第 5 条 (2 条 13 号で政令で定めるもの)**

注) 令本文には除外規定も記載。以下は業種名のみ列記

1 物品販売業	2 不動産販売業	3 金銭貸付業	4 物品貸付業
5 不動産貸付業	6 製造業	7 通信業	8 運送業
9 倉庫業	10 請負業	12 印刷業	13 出版業
14 写真業	15 席貸業	15 旅館業	16 料理飲食業
17 周旋業	18 代理業	19 仲立業	20 問屋業
21 鉱業	22 土石採取業	23 浴場業	24 理容業
25 美容業	26 興行業	27 遊技所業	28 遊覧所業
29 医療保健業	30 技芸・学力教授業	31 駐車場業	32 信用保証業
33 無体財産権の提供業	34 労働者派遣業		

**(収益事業を行う法人の経理の区分)****同法施行令第 6 条**

公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。

引用者注) 公益法人等 (法 2 条 6 号。別表 2 に列記) とは、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 (非営利型法人に該当するものに限る) 等

法人税法第 2 条第 6 号の別表第二 公益法人等の表

引用者注) 特定非営利法人 (略称 N P O 法人) は、この別表には挙げられておらず、特定非営利活動促進法第 44 条で「法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等とみなす」という、「みなし扱い」とされている

名称	根拠法
委託者保護基金	商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二百三十九号)
一般財団法人 (非営利型法人に該当するものに限る)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成十八年法律第四十八号)
一般社団法人 (非営利型法人に該当するものに限る)	
医療法人 (医療法第四十二条の二第一項 (社会医療法人) に規定する社会医療法人に限る)	医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)
貸金業協会	貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)
学校法人 (私立学校法第六十四条第四項 (専修学校及び各種学校) の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)
企業年金基金	確定給付企業年金法
企業年金連合会	厚生年金保険法
危険物保安技術協会	消防法 (昭和二十三年法律第八十六号)
行政書士会	行政書士法 (昭和二十六年法律第四号)
漁業共済組合	漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)
漁業共済組合連合会	
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法 (昭和二十七年法律第三百四十六号)
漁船保険組合	漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号)
漁船保険中央会	
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法
軽自動車検査協会	道路運送車両法 (昭和二十六年法律第八十五号)
健康保険組合	健康保険法 (大正十一年法律第七十号)
健康保険組合連合会	
原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法 (平成二十三年法律第九十四号)
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 (平成十二年法律第百十七号)
高压ガス保安協会	高压ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法 (昭和五十六年法律第七十六号)
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益社団法人	
厚生年金基金	厚生年金保険法
更生保護法人	更生保護事業法 (平成七年法律第八十六号)
小型船舶検査機構	船舶安全法 (昭和八年法律第十一号)
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号)
国家公務員共済組合連合会	
国民健康保険組合	国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号)
国民健康保険団体連合会	
国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会	
市街地再開発組合	都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号)
自転車競技会	自転車競技法 (昭和二十三年法律第二百九号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)

司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
商工会連合会	商工会法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る）	
商品先物取引協会	商品先物取引法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
職員団体等（法人であるものに限る）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る）	
税理士会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）
全国健康保険協会	健康保険法
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五百五十八号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団本法（昭和三十九年法律第一百十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人（別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る)	
土地改良事業団体連合会	土地改良法
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）
日本公認会計士協会	公認会計士法
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	
農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る）	農業協同組合法
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法
水先人会	水先法
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る）	
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体法

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

### 第 4 条（公益認定）

公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

引用者注) 行政庁＝国、都道府県。活動等が複数府県に跨るものは国、そうでないものは都道府県

### 第 2 条第 4 項（公益目的事業）

公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

### 別表（第二条関係）

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業**
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

引用者注) 上記の公益目的事業の種類だけ見れば、B I D活動は、19の「地域の健全な発展を目的とする事業」で行けると想定される。しかし、実務的な公益認定については、上記の別表第二の他、内閣府公益認定等委員会による活動内容に関する以下のようなチェックポイントが設定されており、この基準が、上記の公益目的以上に認定のハードルを高くしている。

以下の出所) 内閣府公益認定等委員会「公益認定等ガイドライン(H35.1改訂版)」

#### 1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

以下、事業の特性に応じた(1)～(17)の事業区分ごとに、公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

なお、(1)～(17)は法人の行う多種多様な事業の中から典型的な事業について整理したものであり、各事業区分について、事業報告書等に記載されている事業名を別添に付す。

また、これ以外の事業は公益目的事業ではないということではなく、これ以外の事業についてのチェックすべき点については、「2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」に掲げる。

2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点

1. のチェックポイントは、概ね以下に集約され、1. の事業区分に該当しない事業についても、これを参考にチェックするのが有効であろう。

① 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）

② 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）

ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）

イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）

ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）

エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）

（注）②（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある

事業区分ごとの事業名の例

	事業区分	事業名の例（事業報告書等に記載されているもの）
1	検査検定	検査・検定、検査、検定、認証
2	資格付与	技能検定、技術検定、資格認定
3	講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会
4	体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会
5	相談、助言	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理
6	調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
7	技術開発、研究開発	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
8	キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言
9	展示会、〇〇ショー	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル
10	博物館等の展示	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示
11	施設の貸与	施設（又は会館、ホール、会議室）管理、施設の管理運営、施設の維持経営
12	資金貸付、債務保証	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
13	助成（応募型）	助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
14	表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会
15	競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン
16	自主公演	公演、興行、演奏会
17	主催公演	主催公演、主催コンサート

引用者注) 上掲のチェックポイントの内、道路等の公共施設の管理に最も近いのは、11「施設の貸与」であるが、より詳細には、次のように判定されることとなっている。

(11) 施設の貸与

ここでいう「施設の貸与」は、公益目的のため、一定の施設を個人、事業者等に貸与する事業のことである。

法人の事業名としては、〇〇施設の貸与、〇〇施設の利用等としている。

(注1) 施設を効率的に利用する等の理由から公益目的以外で貸与するとともに、貸与以外でも例えば公益目的の主権公演で使用することも多いが、この場合には、法人は公益目的での貸与（公益目的事業）、公益目的以外での貸与、公益目的の主権公演を区別した上で、費用及び収益を配賦する必要がある。配賦後の公益目的事業に係る費用が、公益目的事業費となる。

(注2) 公益目的での貸与を区別するに当たり、以下の点に注意する必要がある。

- ・ 公益的な活動をしている法人に貸与する場合であっても、当該法人の収益事業、共益事業等のために貸与する場合は、公益目的での貸与とならない。
- ・ 定款で定める事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業と認められないことがあり得る。

公益目的事業としての「施設の貸与」は、施設を貸与することによって公益目的を実現しようということを趣旨としている必要がある。したがって、公益目的として設定された使用目的に沿った貸与がされるか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ①当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ②公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。